



法学部教授

Takayuki Murata

村田 毅之

専門分野 労働法、社会保障法
研究テーマ 労使紛争処理制度

労使紛争処理の 〈現場〉から 地方の実態を 分析する

松山大学研究叢書 第53巻 〈発行所：晃洋書房〉

労使紛争処理制度 — 新局面への軌跡 —

10年以上にわたる活発な議論を経て、
予定されたシステム改革のメニューは出揃った。
今、新たな局面を迎えた労使紛争処理制度の
改革の軌跡を再確認し、今後を展望する

遅れてきた、労使紛争処理制度

きっかけは大学院の指導教授のもとで最初に手にしたILO発行の労使紛争処理に関する比較研究の書でした。紛争処理の制度というと裁判がありますが、労働者が裁判を起こすというのは大変なことなのです。それでアメリカの仲裁制度などに関心を持つようになり、以来、現在まで労使紛争処理制度を中心に勉強してきました。

当初は国内でこの分野に関心を持つ研究者はあまりいませんでした。ところが、だんだん日本でも労働組合の組織率が下がり、労働者は個別に会社側とやりとりするしかないという状況になってきたんですね。バブル崩壊を経て労使間トラブルも増えた。しかしそれに最終的に応じるシステムは裁判所しかない。それじゃだめだということで、10年ぐらい前からいろんな議論が起こってきて、この7、8年で紛争処理制度が具体化されたのです。

私はちょうどその新しい制度が出始めた頃に本学に赴任し、これまでの間に10何本かの論文を書いてきました。それをまとめたのがこの本です。

同じシステムでも、地方で異なる運用実態

現在、法改正もほぼ終了し、制度的には完備されました。これからの課題はそれぞれの制度の運用です。特に中央と地方の差は大きい。この本では愛媛県の紛争処理制度を入れているのが一つの特徴です。通常、活字になるものは全国や東京レベルで書かれたものが多いのですが、東京と愛媛では同じようなシステムでも運用がぜんぜん違うことがある。それを同じように議論できないですね。そういった地方の実態を知る意味では興味深いと思います。

やはり地方の紛争処理制度というのは、実際には労働局

のシステムしか機能していないんです。裁判もあまり起こしにくい。たとえば愛媛県の弁護士さんは県全体で100人もいないわけです。その中で労働事件をすぐに受けられる人は、聞くところによると一人しかいない。弁護士までたどり着くだけでも大変な苦労なのです。それで仮に裁判まで持っていけたとしても、弁護士費用が半分以上かかって、負けたらマイナスですからね。経済的にみると見合わない。あっせんや調停で解決できればそのほうが労働者にとっては得じゃないかと、特に地方ではそう思いますね。

専門家に現状を伝える本を

昨年4月から労働審判制度もスタートしており、今後はこれらの制度を実際に運用した上での評価が必要になってきます。そういうことを踏まえて、全体を検討するようなものを、この一年でやりたいと思っています。

今、社労士さんや労働審判員といった労使紛争に携わる専門家が非常に増えてきていますので、そういう人たちに

私自身がどんな感じでやっているのかということ伝えるような本ですね。自分がやっているシステムはよくわかるけれども、他のところはほとんど知らないという人も多いので、そういう全体の現状がわかるものを作って、皆さんに読んでいただければと思っています。 〈談〉

